

相続専門税理士が教える 揉めない遺産の残し方

第3回



税理士法人レディング

(愛知県名古屋市中)

木下勇人代表(37)

今回のテーマは「生命保険の活用」です。

①相続税対策、②納税資金対策、③争族対策の観点から、不動産オーナー様に特に取り組んでいただきたい生前対策の一つ

です。

相続時の不足資金を補うための生命保険

保険金とし、死亡保険金を原資に代償分割

で。「500万円×法定相続人の数」については、相続税の非課税として取り扱われま

す。たとえば、相続人が妻、子2人の合計3人の場合、「500万円×3人=1500万円」までは非課税。1500万円を預金で持っている」と相続税がか

りませんが、保険に形を変えると相続税がかかります。ただし、1500万円を超えた部分については相続税がかかります。また、養子縁組をしていない

孫、つまり「相続人でない孫」が保険金受取人となっている場合、相続税の非課税の適用は受けられず、相続税も2割増し。また、本来、3年以内の贈与につき相続財産の加算対象とされない「孫への贈与」も、保険金を受け取ることで加算対象

者となります。②納税資金対策について。不動産オーナー様にとってはこの観点からの保険加入も重要です。不動産が全体財産の9割を占めていたとができます。

としても、原則としては、現金で、しかも10カ月以内に、相続税を支払わなければいけません。売却できる土地でも、10カ月以内という制限から思うような値がつかない、また、売却に伴う税金、手数料を考えると、土地を売却して納税資金

を確保することはリスクを伴います。相続税をあらかじめ試算し、納税資金の不足分を保険金で補うことで、このリスクを回避することができます。

③争族対策について。原則、死亡保険金は遺産分割協議の対象となりません。預金は止める可能性があります。

（長男が自宅をもらうかわりに、次男に現金を渡す）し、争いを防ぐことができる可能性があります。

(きのした・はやと) 監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開業。年間30件以上の相続申告・年間2000件以上の相続税相談を行っている。